

島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通則)

1. 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業（市町村が民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、市町村等（地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。）及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

(3) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

(4) 離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

(5) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年3月7日付け医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき、市町村等、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が認める者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

(6) 産科医療機関施設整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関施設整備事業

(7) 分娩取扱施設施設整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う分娩取扱施設施設整備事業

(交付の対象外費用)

4. この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5. この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 ア 無床の場合 160 m ² イ 有床の場合 (ア)5床以下 240 m ² (イ)6床以上 760 m ² (2)医師住宅 80 m ² (3)看護師住宅 80 m ²	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1)診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2)医師住宅 (3)看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	ヘリポート1か所当たり 96,836千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修	4分の3	1か所につき 3,750千円 （ただし、改修の場合につい

	(1)診療部門 160 m ² (2)医師又は歯科医師住宅 80 m ² (3)看護師住宅 80 m ²	は除く。)に要する工事費又は工事請負費 (1)診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等) (2)医師又は歯科医師住宅 (3)看護師住宅		ては、 1,500千円)
へき地医療拠点病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 診療部門 1,000 m ²	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1)病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (2)診療棟(検査、放射線、手術部門) (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)	2分の2	1か所につき 5,000千円
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師住宅 1戸当たり 80 m ² (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3)医師住宅		
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に651千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40 m ² (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の2	—

有床診療所等 スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,460千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価24千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価23千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価28千円 (4) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価27千円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1	—
	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,279千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額	
産科医療機関施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする)	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療部門 (分娩室、病室等) (2) 宿泊施設	2分の1	1か所につき 1,000千円
分娩取扱施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	2分の1	1か所につき 1,000千円

	(ただし2室を限度とする)			
--	---------------	--	--	--

- (注) 1. 同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。
2. 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

6. 3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

7. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県知事の承認を得なければならない。
 - (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに県知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
 - (6) 県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
 - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければ

ならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助金申請予定額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (10) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第6号様式により速やかに県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (12) 市町村は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (13) 市町村が間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から (11) に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1) から (4)、(6) 及び (11) 中「県知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、(5) 中「県知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(11) 中「第6号様式」とあるのは「第7号様式」と読み替えるものとする。
- (14) (13) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (16) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

8. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、第2号様式による申請書を別途定める期日までに、県知事に提出して行うものとする。
- (2) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

9. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月10日までにを行うものとする。

(遂行状況報告)

10. この補助金の事業遂行状況については、県知事から要求があったときは、速やかに第3号様式により、県知事に報告しなければならない。

(概算払)

11. この補助金は、県知事が必要と認めた場合は概算払することができる。

(実績報告)

12. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、事業完了後1か月以内(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月以内)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに第4号様式による報告書を県知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月5日までに、第5号様式による年度終了実績報告書を県知事に提出しなければならない。

- (2) 8に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

13. 県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

(その他)

14. 特別の事情により5、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則(平成6年8月23日長第97号)

1. この要綱は、平成6年4月1日から適用する。
2. 昭和60年2月28日医第99号「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」は廃止する。
3. 平成5年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成7年3月1日長第97号)

1. この要綱は、平成6年4月1日から適用する。
2. 平成5年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成7年10月25日長第225号)

1. この要綱は、平成7年4月1日から適用する。
2. 平成6年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成8年7月1日長第143号)

1. この要綱は、平成8年4月1日から適用する。
2. 平成7年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成9年9月22日長第176号)

1. この要綱は、平成9年4月1日から適用する。
2. 平成8年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成10年10月23日医第258号)

1. この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

2. 平成9年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成11年3月3日医第491号）

1. この要綱は、平成10年12月11日から適用する。
2. 平成9年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成12年2月2日医第293号）

1. この要綱は、平成11年4月1日から適用する。
2. 平成10年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成12年3月10日医発第610号）

1. この要綱は、平成12年3月10日から適用する。
2. 平成10年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成12年9月8日医第94号）

1. この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
2. 平成11年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成13年9月28日医第121号）

1. この要綱は、平成13年4月1日から適用する。
2. 平成12年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成13年11月14日医第121号）

1. この要綱は、平成13年4月1日から適用する。
2. 平成12年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成14年9月10日医第115号）

1. この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
2. 平成13年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成15年12月19日医第1353号）

1. この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
2. 平成14年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成16年12月26日医第617号）

1. この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
2. 平成15年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成17年10月7日医第529号）

1. この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
2. 平成16年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成19年9月7日医第573号）

1. この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
2. 平成18年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成21年8月12日医第524号）

1. この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
2. 平成20年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成22年6月8日医第303号）

1. この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
2. 平成21年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成24年10月15日医第780号）

1. この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
2. 平成23年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成25年6月12日医第411号）

1. この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

2. 平成24年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成26年8月19日医第641号）

1. この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

2. 平成25年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成27年9月1日医第642号）

1. この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

2. 平成26年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成28年6月15日医第382号）

1. この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

2. 平成27年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成29年9月1日医第926号）

1. この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

2. 平成28年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成30年6月25日医第381号）

1. この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

2. 平成29年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成30年6月25日医第381号）

1. この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

2. 平成29年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和元年7月3日医第546号）

1. この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

2. 平成30年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和2年9月2日医第1028号）

1. この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

2. 令和元年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和4年1月18日医第1398号）

1. この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

2. 令和2年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和5年1月31日医第1274号）

1. この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

2. 令和3年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和5年11月28日医第1060号）

1. この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

2. 令和4年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和6年11月25日医第1044号）

1. この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

2. 令和5年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和7年11月12日医第1065号）

1. この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

2. 令和6年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

別 表 1 平方メートル当たり単価表

(単位：円)

施 設 の 名 称	種 目 等	構 造 別	単 価
へ き 地 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
		木 造	3 5 5, 0 0 0
	離島豪雪 地 区	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
		木 造	3 5 5, 0 0 0
過 疎 地 域 等 特 定 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
		木 造	3 5 5, 0 0 0
	離島豪雪 地 区	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
		木 造	3 5 5, 0 0 0
へ き 地 医 療 拠 点 病 院	病 棟	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
	診 療 棟	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
	医師住宅	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
産 科 医 療 機 関	診療部門	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
		木 造	3 5 5, 0 0 0
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
		木 造	3 5 5, 0 0 0
分 娩 取 扱 施 設	分娩室 病室 入所室等	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
		木 造	3 5 5, 0 0 0
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	4 8 4, 0 0 0
		ブロック	2 1 4, 0 0 0
		木 造	3 5 5, 0 0 0

- (注) 1. 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。
2. 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途県知事に協議して承認を得た額とする。
3. 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。